

昭和二十二年法律第八十号
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律

第一条 各議院の議長は二百十七万円を、副議長は百五十八万四千元を、議員は百二十九万四千元を、それぞれ歳費月額として受ける。

第九条 各議院の議長、副議長及び議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、文書通信交通滞在費として月額百万円を受取る。
2 前項の文書通信交通滞在費については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

第十条 各議院の議長、副議長及び議員は、その職務の遂行に資するため、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社及び旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社の鉄道及び自動車に運賃及び料金を支払うことなく乗ることができる特殊乗車券の交付を受け、又はこれに代えて若しくはこれと併せて両議院の議長が協議して定める航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一百零二条第一項に規定する本邦航空運送事業者が経営する同法第二条第二十項に規定する国内定期航空運送事業に係る航空券の交付を受ける。

第十一条 第三条から第六条まで（第四条の二を除く。）の規定は第九条の文書通信交通滞在費について、第九条第二項の規定は第八条の二の議会雑費並びに前条第一項の特殊乗車券及び航空券について準用する。この場合において、第三条及び第四条第一項中「日」とあるのは、「当月分」と読み替えるものとする。

第十二条 議長、副議長及び議員が死亡したときは、歳費月額十六月分に相当する金額を弔慰金としてその遺族に支給する。

第三条 議員は、その任期が開始する日から歳費を受取る。ただし、再選挙又は補欠選挙により議員となつた者は、その選挙の行われた日から、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員は、その当選の確定した日からこれを受取る。

第四条の二 第二条、第三条又は前条第一項の規定により歳費を受取る場合であつて、月の初日から受けるとき以外のとき又は月の末日まで受けるとき以外のときは、その歳費の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。

第五条 衆議院が解散されたときは、衆議院の議長、副議長及び議員は、解散された当月分までの歳費を受取る。

第六条 各議院の議長、副議長及び議員は、他の議院の議員となつたとき、その他如何なる場合でも、歳費を重複して受けることができない。

国立研究開発法人日本医療研究開発 職員退職手当支給規

第15条 職員が死亡した場合においては、その者が死亡した日における本給月額に100分の400の割合を乗じて得た額を弔慰金としてその遺族に支給する。

(埋葬料及び家族埋葬料)

第六十三条 組合員が公務によらないで死亡したときは、その死亡の当時被扶養者であつた者で埋葬を行うものに対し、埋葬料として、俸給の一月分に相当する金額を支給する。ただし、その金額が六千円に満たない場合には、六千円とする。




2 前項の規定により埋葬料の支給を受けるべき者がいない場合には、埋葬を行つた者に対し、同項に規定する金額の範囲内で、埋葬に要した費用に相当する金額を支給する。

3 被扶養者(次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。)が死亡したときは、家族埋葬料として、第一項の規定による埋葬料の金額の百分の五十に相当する金額を支給する。

第六十四条 第五十九条第二項の規定により療養に関する給付を受けている者(当該給付が家族療養費である場合には、療養を受けている被扶養者。以下この項において「継続療養受給者」という。)が死亡したとき、継続療養受給者であつた者がその給付を受けなくなつた日後三月以内に死亡したとき、又は組合員であつた者が退職後三月以内に死亡したときは、前条の規定に準じて埋葬料又は家族埋葬料を支給する。

或る地方自治体

組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき、遺族に弔慰金が支給されます

締め切り	毎月10日(土・日・祝日は前日)			
提出書類	弔慰金・家族弔慰金請求書			
添付書類	非常災害、予測し難い事故で死亡したことが確認できる書類			
金額	標準報酬月額			

【一般財団法人宮城県教職員互助会】

「死亡弔慰金」

会員が死亡したときは、次の額が支給されます。

- (1) 会員期間10年以上の場合 500,000円
- (2) 会員期間10年未満の場合 300,000円

会員の配偶者及び被扶養者または実父母、実子が死亡したときは、次の額が支給されます。ただし、同居している姻族の父母を含むものとします。

配偶者	100,000円
子	50,000円
その他の者	10,000円

はじめに

国家公務員共済組合は、国家公務員共済組合法に基づき、共済組合員とその被扶養者に対する短期給付事業（医療保険）、長期給付事業（年金）、福祉事業を行うことにより、共済組合員とその家族の生活の安定と福祉の向上に役立つことを目的としております。

厚生労働省第二共済組合では、その目的に則り、組合員の皆さんの掛金と事業主の負担金を財源とし、各事業を行っております。

この“共済のしおり”により、これらの事業内容をご理解いただき、共済組合員の皆さんはもとより、ご家族の皆さんが健康で明るい豊かな生活を送るために、ご活用いただければ幸いです。

なお、内容は令和2年4月現在におけるものです。

令和2年4月
厚生労働省第二共済組合

短期給付の種類

		給付の事由	法定給付	附加給付
医療給付	組合員	病気・ケガ	療養の給付	一部負担金払戻金
			入院時食事療養費	
			入院時生活療養費	
			保険外併用療養費	
			療養費	
			訪問看護療養費	
			高額療養費	
		移送	移送費	
		出産	出産費	▶ 出産費附加金
		死亡	埋葬料	▶ 埋葬料附加金
被扶養者	病気・ケガ	家族療養費	家族療養費附加金 家族訪問看護附加金	
		家族訪問看護療養費		
		高額療養費		
		高額介護合算療養費		
		移送	家族移送費	
		出産	家族出産費	▶ 家族出産費附加金
		死亡	家族埋葬料	▶ 家族埋葬料附加金
休業給付	組合員	傷病休業	傷病手当金	▶ 傷病手当金附加金
		出産休業	出産手当金	
		欠勤	休業手当金	
		育児休業	育児休業手当金	
		介護休業	介護休業手当金	
災害給付	組合員 被扶養者	非常災害による死亡	弔慰金	
		非常災害	災害見舞金	
		非常災害による死亡	家族弔慰金	

非常災害で死亡したとき

組 合 員		被 扶 養 者	
弔慰金	標準報酬の月額 の1か月分	家族弔慰金	標準報酬の月額 の $\frac{70}{100}$

(注)非常災害とは、火災、洪水・津波等の水害、崖崩れ、台風等の主として自然現象による天災をいいますが、その他の予測しがたい事故、たとえば脱線、衝突、墜落などの交通事故や爆発、感電など過失によらない不慮の事故も含まれます。また、死亡の原因が直接災害事故によるものに限ります。

	組合員が育児休業を取得したとき	育児休業手当金	標準報酬の月額 ^{※1} ×67%×欠勤日数-報酬支給額	育児休業手当金請求書(その1)・(その2)
	組合員が介護休暇(介護休業)を取得したとき	介護休業手当金	標準報酬の月額 ^{※2} ×67%×欠勤日数-報酬支給額	介護休業手当金請求書
死 亡	組合員が公務外で死亡	埋葬料、埋葬料附加金	定額 50,000円 附加金 / 50,000円 (詳細はP.49参照)	埋葬料・家族埋葬料・同附加金請求書+埋葬許可証または火葬許可証の写
	被扶養者の死亡	家族埋葬料、家族埋葬料附加金	定額 50,000円 附加金 / 定額 50,000円	
災 害	非常災害により組合員が死亡 (注)この弔慰金・家族弔慰金等を受ける場合は前述の埋葬料等も受給できます。	弔慰金	標準報酬の月額1か月分	弔慰金・家族弔慰金請求書+検案書等
	非常災害により被扶養者が死亡	家族弔慰金	標準報酬の月額×70%	
	非常災害により組合員の住居または家財に損害を受けたとき	災害見舞金	標準報酬の月額×0.5月~3月分(損害の程度により区分)	災害見舞金請求書+罹災証明書+被害状況図+その他

※1標準報酬の月額とは、傷病手当金(または出産手当金)の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12ヶ月の標準報酬の月額